

新版 酸素欠乏症等の防止（作業主任者技能講習テキスト） No.216320  
 新旧対照表 第4版（平成30年12月14日）

第3版（平成30年3月1日）			第4版（平成30年12月14日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
目次 の 次 頁	下から 3行目	主な用語の使い方について (新設)  7.労働安全衛生法を「安衛法」、～省略 8.用語集 省略	目次 の 次 頁	下から 6行目	主な用語の使い方について <u>7.建設業では指差し呼称等の安全活動等において、「安全帯」という用語が定着していることから、関係法令及び本文中に法令用語として引用している場合を除き、「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記した。</u> 8.労働安全衛生法を「安衛法」、～省略 9.用語集 省略
104	2行目	第2節 安全帯等 (省略)	104	2行目	第2節 安全帯等 (省略) ※平成30年6月22日付け労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の一部改正に伴い改訂 ※以下、図、表、写真番号 変更
143		6.肋骨圧迫と人口呼吸との組み合わせの注意点の2つ目 ・交替して心肺蘇生を引き継いだ救助者は、胸骨圧迫から開始し、できるだけ胸骨圧迫の中断時間を最小にするように心掛ける。 (胸骨圧迫の時間が10秒を超えないようにする。)	147		6.肋骨圧迫と人口呼吸との組み合わせの注意点2つ目 ・交替して心肺蘇生を引き継いだ救助者は、胸骨圧迫から開始し、できるだけ胸骨圧迫の中断時間を最小にするように心掛ける。 (胸骨圧迫の <u>中断</u> 時間が10秒を超えないようにする。)
158	上から 15行目	(安全帯等) 第6条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、労働者に <u>安全帯（令13条第3項第28号の安全帯をいう。）</u> その他の命綱(以下「安全帯等」という。)を使用させなければならない。  2.事業者は、前項の場合において、 <u>安全帯等</u> を安全にとり付けるための設備等を設けなければならない。 3.労働者は、第1項の場合において、 <u>安全帯等</u> の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	162	上から 15行目	( <u>要求性能墜落制止用器具等</u> ) 第6条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、労働者に <u>要求性能墜落制止用器具(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)</u> 第130条の5第1項に規定する <u>要求性能墜落制止用器具をいう。)</u> その他の命綱(以下「 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> 」という。)を使用させなければならない。 2.事業者は、前項の場合において、 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 3.労働者は、第1項の場合において、 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 ※以下、「安全帯」を「 <u>要求性能墜落制止用器具</u> 」に書き換える。

第3版（平成30年3月1日）			第4版（平成30年12月14日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
160	4行目	3. 第1項の酸素欠乏危険場所については、 <u>労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)</u> 第585条1項第4号の規定(酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る。)は、適用しない。	164	8行目	3. 第1項の酸素欠乏危険場所については、 <u>安衛則第585条1項第4号の規定(酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る。)</u> は、適用しない。
194	最下段	二十七～ <u>三十七</u> 省略	198	最下段	二十七～ <u>四十</u> 省略
		(新設)	199	1行目	<u>四十一</u> 高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、 <u>墜落制止用器具(令第13条第3項第28号の墜落制止用器具をいう。第130条の5第1項において同じ。)</u> のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)